

# 令和 7 年度 第 1 回豊明市障害者地域自立支援協議会 次第

令和 7 年 9 月 19 日 (金)

午後 2 時～午後 3 時 30 分

総合福祉社会館 3 階 大会議室

あいさつ

議 事

議題 1 日中サービス支援型共同生活援助事業の評価結果

資料 1

及び現状について 【報告】

議題 2 専門部会等の活動状況について 【報告】

資料 2

議題 3 就労選択支援事業について 【報告】

資料 3

豊明市障害者地域自立支援協議会 委員名簿

	氏名	所属・役職名	任期
1	森 剛人	豊明市校長会 代表	R7. 6. 1～ R9. 3. 31
2	安藤 真理	豊明市幼児教育研究会 代表 (リジョイス幼稚園園長)	R7. 6. 1～ R9. 3. 31
3	井手 亮介	愛知県立大府もとのき特別支援学校 教頭	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
4	加藤 誠	豊明市社会福祉協議会 会長	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
5	矢野 守	豊明地区民生児童委員協議会 会長	R7. 6. 1～ R9. 3. 31
6	尾崎 芳美	手をつなぐ育成会 代表	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
7	佐藤 花織	特定非営利活動法人くるみの会 理事長	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
8	住田 敦子	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター長	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
9	平野 雅紀	障害者支援施設ゆたか苑 苑長	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
10	涌田 裕一	愛知県瀬戸保健所 健康支援課 主査	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
11	藤田 潔	医療法人静心会 理事長	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
12	鈴木 智博	東名古屋豊明市医師会 代表	R6. 4. 1～ R9. 3. 31
13	古江 俊博	名古屋南公共職業安定所 所長	R7. 6. 1～ R9. 3. 31
14	笠原 尚志	豊明市商工会 代表	R6. 4. 1～ R9. 3. 31

様式第6号（第8条関係）

## 日中サービス支援型共同生活援助に係る事業評価結果（事業開始後）

協議の場	令和6年度 豊明市障害者地域自立支援協議会（令和7年2月21日開催）		
------	------------------------------------	--	--

事業者（法人）名	ビオネストグループ イノベルヘルスケア (旧:株式会社恵)	事業所名	グループホームイノベル豊明 (旧:グループホームふわふわ豊明)
----------	----------------------------------	------	------------------------------------

評価項目（○を付ける）	主な評価ポイント		
1 日中サービス支援型共同生活援助について	A 0 人 B 6 人 C 4 人	・重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障がい者を積極的に受け入れているか。 ・障がい者支援施設や精神科病院等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担っているか。	
2 短期入所について	A 2 人 B 4 人 C 4 人	・地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場として、緊急受け入れ等を含め、積極的な受け入れに取り組んでいるか。	
3 協議会からの評価結果への対応について	A 3 人 B 6 人 C 1 人	・協議会からの評価結果を尊重し、事業運営に取り入れるとともに、事業の質の向上に努めているか。	
4 支援の実施について	A 2 人 B 7 人 C 1 人	・日中を住居内で過ごす利用者に対して、個々のニーズや障がい特性に配慮した援助が行われているか。 ・利用者が充実した地域生活を送ることができるよう、外出や余暇活動等の社会生活上の支援が行われているか。	
5 家族や地域住民との交流について	A 0 人 B 6 人 C 4 人	・地域社会との連帯とを確保する観点から、家族や地域住民との交流の機会を確保するための取り組みが行われているか。	
6 特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者との連携について	A 2 人 B 8 人 C 0 人	・利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障がい福祉サービス等の利用が図られるよう、他の事業者が運営する特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者と緊密な連携に努めているか。	
7 利用者の健康管理について	A 2 人 B 8 人 C 0 人	・利用者の健康状態を把握するにあたり、医療機関との連携、医師や看護師の訪問の有無、日々の健康管理方法等に問題はないか。	
8 支援の質の確保について	A 0 人 B 6 人 C 4 人	・常時の支援体制の確保（職員採用、離職防止策等）、職員の資質の向上（研修、技術指導及び資格取得支援等）のための取り組みが行われているか。	
合計	A 11 人 B 51 人 C 18 人		

A評価：取組内容が優れている。

B評価：事業の制度や趣旨を理解し、取り組んでいる。

C評価：取組内容が十分でなく、改善が必要である。

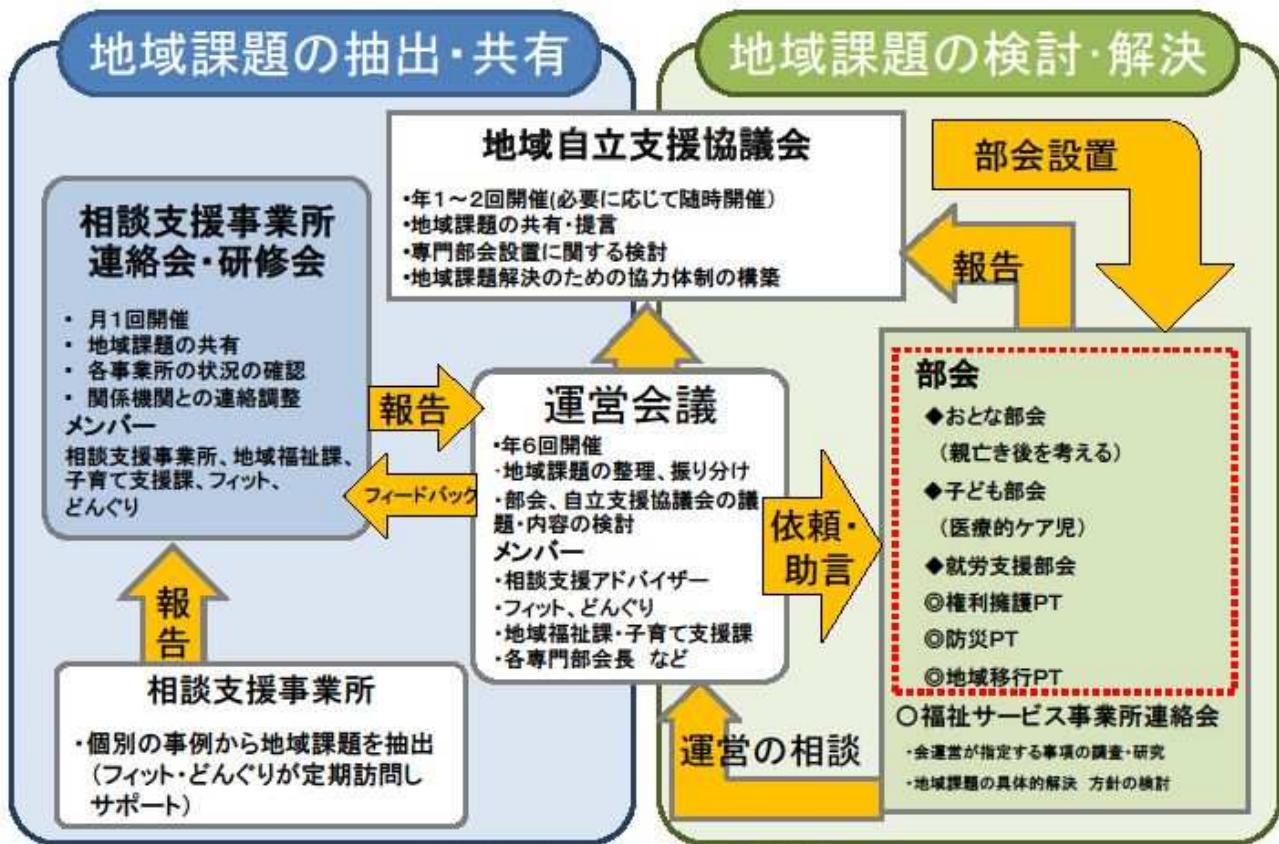
(裏面に続く)

評価内容、要望及び助言

- ・今後レベルアップを図る人材教育を進めていただきたい。人材確保も簡単ではないと思うが努力をしていただきたい。
- ・前回と比べて改善できていると思う。家族との交流は努力すればできると思うが、地域との交流は時間がかかるのでじっくり取り組んでほしい。親の高齢化により障がい者支援は急増すると思うので、頑張っていただきたい。
- ・世間の目や会社の課題認識レベルなど厳しい状況と思われるが、会社に聞かないとわからないことであれば、答えられる方が出席された方が良いと思う。会社自体の姿勢が最後に責任を持った行動になることを期待する。指摘事項に対し、教えてほしいことは説明不足感があった。
- ・実際、取り組みをされていないとは思はないので、B判定が多くなる。内容についての把握がなかなか見えないので、評価がしづらいのが本音である。しかし、個々のニーズにあったものを、以前よりも考え取り組んでいただいているのだろうとの希望もあり、評価したのが実態である。運営については、これから始まつていく中で、注視していきたいと思っている。
- ・夜間の人員が少ない日があると聞いたので少し不安である。また、話を聞いていく中で、入居者同士のトラブル等もある様だが、充分な職員の配置をお願いしたい。
- ・資質向上についての研修の充実がもっと図れるとよいと感じた。特に、内部以外の県等が行う研修に希望がある職員だけが参加しているのみになっており、職員全体のスキルアップを目指すために、より多くの職員が研修を積むことが望ましい。内部の研修も、講義形式ではなく、職員が主体的に取り組む内容になるとよい。
- ・自宅活動（帰宅後～）の時間の取り組みについては少し説明があったが、ごく一部の方のように感じた。他の方はどうしてなのか考えてしまう。
- ・人員確保は難しい問題かと思うが、頑張ってほしい。
- ・研修制度は「やってる」ということであれば、もう少し情報としてその結果を明示してほしかった。
- ・資料を読むだけの報告ではなく、書いてあること以外の踏み込んだ話が聞けると良いのではないか。

## 専門部会等の活動状況について

<令和 7 年度豊明市障害者地域自立支援協議会 体系図>



## ■おとな部会

目的：障がいのある人が地域で自分の力を発揮していきいきと生活するため、また、親なき後や緊急時等にも滞りなく地域全体で支えられる体制を構築する。

### 1. これまでの活動

#### (1) 協議の場

日 時：令和7年4月15日（火）、6月17日（火） 10時～12時

内 容：親なき後勉強会、福祉的就労説明会、地域生活拠点整備等

出席者：部会員（障害福祉団体代表、主任相談支援専門員、障害者支援施設、尾張東部圏域相談支援アドバイザー）

事務局（地域福祉課、基幹相談支援センター）

#### (2) 親なき後勉強会

日 時：令和7年7月15日（火） 10時～12時

場 所：豊明市総合福祉会館3階 大会議室

テーマ：「障がいのある人の親なき後勉強会」

～もうそろそろ親なき後に向けて準備しませんか～

※次頁「実施報告」参照

#### (3) 観察

① 日 時：令和7年6月4日（水） 10時～12時

場 所：日進市民会館 小ホール

内 容：「障害がある（と思われる）お子さんの保護者向け

学校卒業後の進路を考えるための障害福祉サービス説明会」

② 日 時：令和7年6月11日（水） 10時～16時

場 所：東郷町役場2階 大会議室

内 容：「福祉サービスを利用した就労説明会」

### 2. 今後の活動

#### (1) 障がいのある（かもしれない）お子さまの福祉的就労説明会

日 時：令和7年10月7日（火） 10時～12時

場 所：豊明市総合福祉会館3階 大会議室、視聴覚室

#### (2) 協議の場

9月、12月、2月

## 「親なき後勉強会」実施報告

### 1. 目的

障がいのある人が親なき後も滞りなく地域で生活していけるよう、親がいる間にできることを具体的に考え、親御さんや支援者同士で意見交換することで、支援体制を整える機会とする。

### 2. 日時

令和7年7月15日（火）10時～12時

### 3. 場所

豊明市総合福祉会館3階 大会議室

### 4. 内容

第一部 「支援者からみた親なき後事例」

山田 美由希氏（ファイン相談支援事業所 主任相談支援専門員）

田中 絵梨子氏（社協相談支援事業所 相談支援専門員）

「家族が語る体験談」

服部 ゆかり氏

二村 笑子氏

第二部 「やることリストをつくってみよう」 グループワーク

### 5. 参加者

合計52名（内訳：家族32名、当事者2名、支援者9名、部会事務局9名）

### 6. 総評

やることシリーズとして今年度で3回目となる。会場いっぱいの参加があり、事例報告や体験談では、「へえ」「なるほど」など頷きながら聞かれており、参加者ご自身の我が家のやることを考えるきっかけとなり、つながりの大切さを実感する機会となったと考える。引き続き、開催を期待する声も多くいただいた。

## ■子ども部会

### 1. 第1回医療的ケア児等支援の協議の場

#### (1) 目的

- ①医療的ケア児等とその家族の支援に係る課題や情報共有に関すること
- ②医療的ケア児等とその家族の支援に係る関係機関の連携の強化に関すること
- ③医療的ケア児等とその家族の支援に係る対応策の協議に関すること
- ④上記に掲げるもののほか、医療的ケア児等の支援に必要な事項に関すること

#### (2) 日時

令和7年5月23日（金）10時～12時

※医療的ケア児等コーディネーター会議 令和7年5月16日（金）

#### (3) 場所

豊明市役所新館1階 会議室6

#### (4) 出席者

愛知県医療療育総合センター、愛知県医療的ケア児等アドバイザー  
尾張東部圏域相談支援アドバイザー、愛知県瀬戸保健所  
学校教育課、こども保育課、地域福祉課、共生社会課、子育て支援課  
基幹相談支援センター、児童発達支援センター

#### (5) 内容

- ・医療的ケア児等の実態把握
- ・各部署での取り組み内容の共有
- ・医療的ケア児等の実態把握から集約した課題についての検討

(集約した課題について)

#### ①情報提供について

- ・既存の情報の整理、提供方法の検討
- ・既存の場所の活用、新たな交流の機会の検討など

#### ②災害時の対応

- ・個別の避難計画、電源や備品の確保など

#### ③在宅レスパイトの制度の研究・検討

- ・緊急時等の対策等について
- ・国の補助制度、他市の制度の把握など

## 2. 第1回豊明市障害児通所支援事業所等交流会

### (1) 日時

令和7年7月10日（木）10時～12時

### (2) 場所

豊明市保健センター

### (3) 出席者

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援事業所の職員等

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス等（13事業所26名）、

相談支援事業所（6事業所11名）、市役所関係（4課9名）合計46名

### (4) 内容

①豊明市障害者地域自立支援協議会について

②「深めよう私たちの支援、広げよう支援の輪」

※ワールドカフェ方式によるグループワーク

③各事業所からの情報提供

## 3. 障害児等療育支援事業を活用した講演会・勉強会

### (1) 第1回 令和7年5月26日（月）10時～12時

①テーマ 痢瘍が多い子どもへの対応

②場 所 豊明市共生交流プラザ 南館3階 研修室

③講 師 愛知県医療療育総合センター 池田 詠衣子氏

④参加者 保護者、市内保育園、幼稚園、福祉事業所等職員等

保護者7名、保育園関係16名、事業所職員等20名 合計43名

### ⑤内 容

- ・言葉でのコミュニケーションだけでは不十分なお子さんへ、視覚支援を用いた情報保障や自立活動を支援する方法について学ぶ
- ・支援事例についての紹介

### ⑥感想等

・保護者…わかりやすくて参考になった。疑似体験が良かった。リフレーミングをやってみたいと思う。褒める、スルーするをやってみます。他の保護者と話す機会が持てて良かった。

・保育士…自分の対応を見つめ直すことが出来た。参加者同士の交流が持てて良かった。初めて疑似体験を経験できた。すぐに実践できる内容で良かった。質問の時間に具体的な回答があり参考になった。

・支援者…グループで話し合う時間があって良かった。疑似体験が良かった。環境調整や本人の希望を把握することをしていきたいと思った。褒めた後の子どもの様子を見たことがなかった。現場に活かしたい。痢瘍への対処方法が増えて良かった。

## (2) 今後の予定

- ①第2回 令和7年9月26日（金）10時～12時 豊明市文化会館  
テーマ 感覚統合の話～基礎からちょっとした実践まで～  
講 師 愛知県医療療育総合センター  
リハビリテーション科 作業療法士 松田 祥子氏  
※圏域内へ情報を周知し参加者募集を実施
- ②第3回 令和7年11月10日（月）10時～12時 豊明市共生交流プラザ  
テーマ 偏食のある子どもへの対応  
講 師 今後調整

## ■就労支援部会

### 1. 目的

障がいのある人がその特性に合わせた働き方ができ、個々の能力を活かして自分らしく仕事ができる地域づくりを目指す。

### 2. 目標

- (1) 就労支援に関する地域課題を整理し、優先して解決に取り組む項目を選定する。
- (2) 令和7年10月より創設される新サービス「就労選択支援」の運用について協議する。
- (3) 就労支援事業所のスキルアップ、支援の質の向上を図る。

### 3. 取組内容

- (1) 地域課題の中で重要度が高く、早期介入が必要な項目を分類。
- (2) 市内就労支援関連事業所に就労選択支援サービスの説明会を行う。また、その準備のためのワーキンググループを部会員で結成する。
- (3) 就労選択支援サービスを運用するためには関係機関の連携が必要となるため、周知を通じて、支援の質向上のための学びを深める。

### 4. 部会日時

第1回 令和7年5月27日（火）午後2時より

第2回 令和7年8月19日（火）午後2時より

第3回 令和7年12月16日（火）午後2時より

### 5. 構成員

民間企業（中西、藤田学園）、ハローワーク名古屋南、  
尾張東部障がい者・就業生活支援センタークト、  
福祉サービス事業所（オアシス豊明、D Sパートナーズ）、  
共生社会課、地域福祉課、基幹相談支援センター

## ■権利擁護PT

### 1. 目的

障がいのある人が安心して暮らせるために、意思決定の尊重、残存機能を活かしながら自立を促す。また、地域課題の整理、各関係機関の立場で具体的な内容の検討を行い、本市にて必要と思われる権利擁護に関する課題解決に向けて協議する。

### 2. 目標

- (1) 権利擁護に関する取組み状況や課題を明らかにする。
- (2) 障がいのある方の尊厳を守り、本人主体の支援が受けられる。

### 3. 日程・内容

- (1) 日 時：令和7年6月26日（木）9時45分～11時45分  
会 場：豊明市文化会館 ギャラリー  
内 容：「虐待防止・身体拘束適正化研修  
～不適切対応に気づき権利擁護の感度を上げる～」  
講 師：田中 悟氏（社会福祉法人豊明福祉会次長）
- (2) 日 時：令和7年7月22日（火）10時30分～11時30分  
会 場：豊明市総合福祉会館3階 視聴覚室  
内 容：前年度の活動内容について振り返り。  
令和6年9月に実施した「権利擁護に関するアンケート調査集計」の共有。  
福祉サービス事業所への定期巡回訪問（活動実施について）。  
「意思決定支援」「虐待防止」「財産管理」「地域社会への参加促進（自分らしく）」の4つの取り組みが大事。  
「学びを深めるためにも、新人研修を開催してはどうか。」「若手の職場定着につながる。」「仲間（横の繋がり）ができるのではないか」等の意見が出たが、絞り込みには至らなかったため、事務局で再度打合せの上、今年度の活動内容を決定する。
- (3) 第3回部会 令和8年1月（予定）

### 4. メンバー

豊明福祉会、障害者支援施設ゆたか苑、尾張東部権利擁護支援センターあすライツ、相談支援事業所ラルハナ、くるみの会（相談支援事業所のわ）、

尾張東部圏域相談支援アドバイザー、地域福祉課、基幹相談支援センターフィット

### 5. 他の部会、連絡会、PTとの共催

- (1) 相談支援事業所連絡会・研修会
- (2) 福祉サービス事業所連絡会

## ■防災 P T

### 1. 目的

近年中に大規模災害の発生が想定される中、安全な退避行動を取ることが困難な要配慮者の命を守るために、市役所が作成する「避難行動要支援者名簿」が実態に即した内容となるよう情報提供に協力し、支援が必要な障がいをお持ちの人の「個別避難計画」を作成できるよう支援する。その上で、災害発生時に対応するための支援体制構築を目指す。

### 2. 目標

- (1) 大規模災害に対応できるよう関係機関のネットワーク構築を図り、安全な退避行動を取ることが困難な要配慮者の命が守れるよう支援体制づくりを行う。
- (2) 福祉避難所が機能するよう、実態を把握し、必要な準備を行う。
- (3) 避難に支援が必要な人が安心して暮らせるよう、個別避難計画を作成し、発災時に備える。

### 3. 取組内容

- (1) 市内障がい福祉サービス事業所が、福祉避難所の開設が必要な状況になった時に協力できる項目を取りまとめ、大規模発災時に協力体制が取れるようネットワークを構築する。
- (2) 福祉避難所となることが想定される事業所で、実際に立ち上げを想定した訓練を実施して、問題点の洗い出しを行う。
- (3) 通所する人の人数が多い事業所から、発災時に退避行動を取ることが困難となりそうな人へ個別避難計画作成を促し、計画作成の支援を行う。

### 4. 部会日時

- 第1回 令和7年6月3日（火）13時30分～  
第2回 令和7年8月28日（木）10時～  
第3回 令和7年12月11日（木）13時30分～

### 5. 今後の予定

- 令和7年10月29日（水）午前10時～  
文化会館ギャラリー3・4  
「豊明福祉会3事業所（メイツ・フレンズ・あびっと）保護者向け  
個別避難計画作成の説明会（仮）」

### 6. 構成員

- 福祉サービス事業所（ゆたか苑、メイツ）、児童発達支援センター、  
防災防犯対策課、子育て支援課、地域福祉課、基幹相談支援センター

## ■相談支援事業所連絡会・相談支援事業所研修会（事例検討）

### 1. 目的

相談支援専門員（相談支援員）による地域課題の抽出・共有、関係機関との連携強化、相談支援の質の向上を図る。

### 2. 開催日

連絡会 偶数月（4、6、8、10、12、2月）第4月曜日

研修会 奇数月（5、7、9、11、1、3月）〃

（研修会・事例検討を交互にて開催）

### 第1回

日 時：令和7年4月28日（月）13時30分～15時

出席者：指定特定、指定障害児相談支援事業所、尾張東部圏域相談支援アドバイザー、地域福祉課、共生社会課、児童発達支援センター、基幹相談支援センター

内 容：各事業所の取り組みや自己紹介等

地域課題の抽出に関するここと

情報共有や自立支援協議会、他事業に関する周知、案内

### 第2回

日 時：令和7年5月26日（月）13時30分～15時

出席者：指定特定、指定障害児相談支援事業所、尾張東部圏域相談支援アドバイザー、地域福祉課、共生社会課、児童発達支援センター、基幹相談支援センター

内 容：障害福祉計画についての研修

情報共有等

### 第3回

日 時：令和7年6月26日（木）9時45分～11時45分

（福祉サービス事業所連絡会・権利擁護PTとの共催）

場 所：豊明市文化会館 ギャラリー

内 容：虐待防止・身体拘束適正化研修

～不適切対応に気づき、権利擁護の感度を上げる～

講 師：田中 悟氏

社会福祉法人豊明福祉会 次長

※次頁「福祉サービス事業所連絡会 実施報告」参照

#### 第4回

日 時：令和7年7月28日（月）13時30分～15時30分

場 所：豊明市総合福祉会館3階 大会議室

内 容：令和7年度成人期発達障害者支援連続研修（1日目）

「成人期発達障害の方の困ったをひもとこう」

基礎講演：「発達障害の理解と支援について」

・発達障害とは何か、発達障害の特性を知る。

・特性の中でも他者に理解されにくい感覚の体験により生きづらさを知る。

・発達障害の特性に対する支援方法の一例を学ぶ。

講 演：「氷山モデルについて」

・行動の理解の方法として氷山モデルを学ぶ。

講 師：あいち発達障害者支援センター 川島 陽子氏

出席者：29名（相談員13名、福祉事業所10名、行政等6名）

#### 第5回

日 時：令和7年8月25日（月）13時30分～15時30分

場 所：豊明市総合福祉会館3階 大会議室

内 容：令和7年度成人期発達障害者支援連続研修（2日目）

「成人期発達障害の方の困ったをひもとこう」

事例検討：（模擬事例）氷山モデル

・事例の中に出てくる「問題とされる行動（改善をしたい行動）」に着目  
しその行動の背景にあるものは何か、その人はどのような特性を持って  
いるのかを考え、支援方法につなげる。

・グループで出た意見を発表し、共有する。

講 師：あいち発達障害者支援センター 川島 陽子氏

出席者：29名（相談員14名、福祉事業所11名、行政等4名）

## ■福祉サービス事業所連絡会「虐待防止・身体拘束適正化研修」実施報告

### 1. 目的

障がい福祉サービス事業者としての使命は、権利の主体者である福祉サービス利用者の人権を守り、絶えず質の高いサービスの提供に努力することであり、サービスを提供する人材の育成が欠かせない。利用者の人権を守る最後の砦であるという自覚に基づき、虐待防止の取り組みを組織的かつ計画的に進めることが責務である。市内事業所の権利擁護の意識の向上と連携強化を図る。

### 2. 日時

令和7年6月26日（木）9時45分～11時45分

### 3. 場所

豊明市文化会館 ギャラリー

### 4. 内 容

- ・事務連絡
- ・研修「虐待防止・身体拘束適正化研修

～不適切対応に気づき、権利擁護の感度を上げる～

講師 田中 悟氏 社会福祉法人豊明福祉会 次長

### 5. 参 加 者

市内障がい福祉サービス事業所（児・者）40事業所60名

行政機関等（地域福祉課、子育て支援課、共生社会課、学校教育課等）6機関10名

合計70名

### 6. 所感

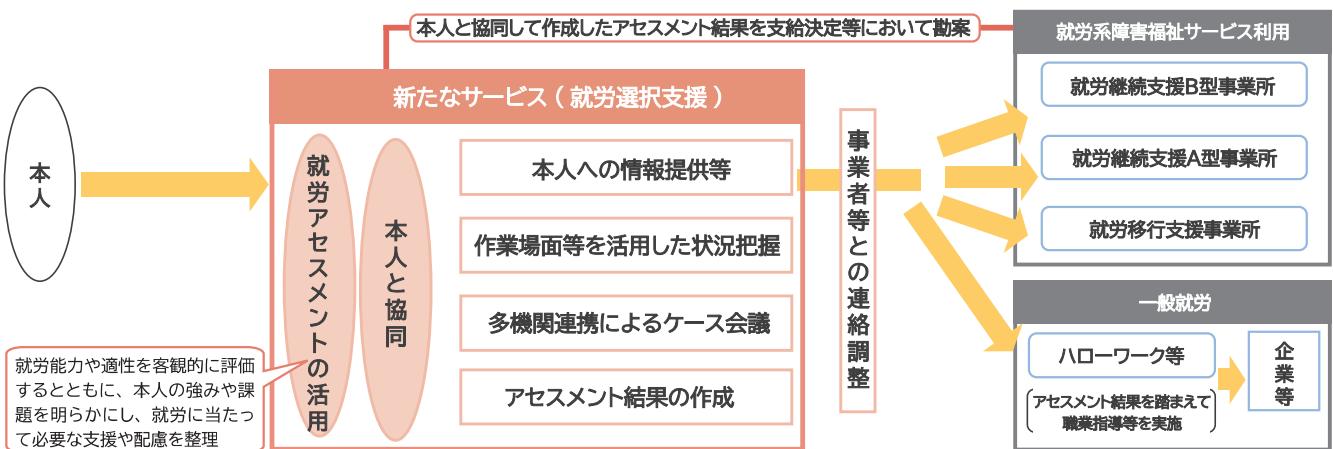
受講後のアンケートでは、「とても良かった」という意見が多く、「普段の自分たちの支援が虐待になっていないか考える良いきっかけとなり、今一度、自分たちの支援を考え直そうと思う」という記載もあった。不適切対応が積み重なり、権利擁護の感度が鈍り、虐待へつながらないよう気づきを促し、他事業所との交流により視野を広く持つ機会となつた。

## 1. 就労選択支援について

## 1. 就労選択支援について

### (1) 背景

【就労選択支援のイメージ】



「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第36号）に係る法案審議における衆議院、参議院両院の附帯決議において、「労使、障害者団体等が参画して、雇用施策と福祉施策の一体的展開の推進を審議できる体制を速やかに整備し、制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状を解消するため、通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること」とされ、「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」の下の「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」において検討が開始されました。

その中で、「就労能力や適性を客観的に評価し、可視化していく手法等が確立されていない」ことが現状の課題とされたところ、「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書」（令和3年6月）においても、具体的な検討の方向性として「福祉・雇用それぞれのサービス体系におけるアセスメント（ニーズ把握、就労能力や適性の評価）の仕組みを構築・機能強化」することがあげられました。

このような流れを受け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号。以下「障害者総合支援法」という。）により、就労選択支援が創設され、新たな障害福祉サービスとして令和7年10月から実施されることとなります。

就労選択支援では、本人が就労能力や適性を客観的に評価するとともに、本人の強みや課題を明らかにし、就労に当たって必要な支援や配慮を整理します。具体的には就労アセスメントの方法を活用し、本人と協同の上、本人への情報提供等、作業場面等を活用した状況把握、多機関連携によるケース会議、アセスメント結果の作成を実施します。そして、その結果を本人にフィードバックして、本人と一緒に将来の働き方などを考え、必要に応じて事業者等との連絡調整を実施するものです。

## (2) 事業概要

### 概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設する。

### 障害者総合支援法の条文

#### 第五条（略）

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であつて、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

### 現状・課題

- 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等につなげられていない。
- 一旦、就労継続支援A型・B型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

### <基本方針>

短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価や就労に関する意向、就労するために必要な配慮やその他の下記の主務省令で定める事項について整理を行います。アセスメント結果を踏まえ、障害者本人や関係者（家族や学校、支援機関等）を交えた多機関連携によるケース会議を行い、障害者本人の就労に関する意思決定支援を行います。

### <主務省令で定める事項>

- ・ 障害の種類および程度
- ・ 就労に関する意向
- ・ 就労に関する経験
- ・ 就労するために必要な配慮および支援
- ・ 就労するための適切な作業の環境
- ・ その他適切な選択のために必要な事項

## 1. 就労選択支援について

### <定員>

- ・10人以上



### <従事者の人員配置・要件>

- 就労選択支援員の人員配置 15：1以上

○ 就労選択支援は短期間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要、サービス管理責任者の配置は求めない。

- 就労選択支援員の要件

- ・就労選択支援員養成研修を修了していること。

※ 就労選択支援員養成研修の受講要件は、障害者の就労支援に関する基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上あること。

### 【令和9年度末までの経過措置】

下記の5つの研修のうち、いずれかの研修修了者は、就労選択支援員養成研修の受講が可能。

- ・障害者の就労支援に関する基礎的研修
- ・就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
- ・訪問型職場適応援助者養成研修
- ・サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- ・相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）

### <職員配置>

- ・管理者、就労選択支援員

### <実施主体>

- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所
- ・障害者就業・生活支援センター事業の受託法人
- ・自治体設置の就労支援センター
- ・障害者能力開発助成金による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関

### ※ 要件

就労選択支援の実施主体については、指定基準において、「就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有すると都道府県知事が認める事業者」と定めています。

就労選択支援事業所は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければなりません。



### ポイント

就労選択支援は、本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。本人との協同による意思決定を支援するサービスであり、就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するかの振り分けを行うものではありません。

### (3) 対象者

就労選択支援の対象者は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者になります。就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用することになります。（なお、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能です。）

ただし、

- ・最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
- ・利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用が認められます。

※以下に記載する対象者は、障害者本人の希望に応じて就労選択支援を利用できることがある。

- ・新たに就労継続支援A型や就労移行支援を利用する意向がある障害者
- ・就労経験がある者（年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者に限る。）、50歳に達している者、障害基礎年金1級受給者のいずれかであって、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある障害者
- ・既に就労移行支援又は就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある障害者

サービス類型		新たに利用する意向がある 障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用され기가困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者

### 【参考】特別支援学校等の在学者に対する就労選択支援の実施

特別支援学校等の在学者も就労選択支援の利用が可能です。

卒業後の進路選択を考える上で、より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するために、特別支援学校高等部の各学年で実施できます。また、在学中に複数回実施することや、職場実習のタイミングでの実施が可能です。

就労選択支援のアセスメントにおける作業観察については、特別支援学校等に在籍する生徒が就労選択支援事業所に通所して行う作業を観察する場合のほか、特別支援学校等の教育課程に位置付けられた校内実習や作業現場等における実習等の場面に就労選択支援事業者が出席して、当該作業の観察を行うことも可能です。また、特別支援学校等の生徒が就労選択支援事業所に通所する場合、授業日に通所する場合も想定されるため、特別支援学校等の生徒が、就労選択支援を受けるために登校できない日については、当該生徒の出欠の扱いについて、校長の判断により「選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として「出席停止・忌引等の日数」に計上することが可能です。

## 1. 就労選択支援について

### <就労選択支援を円滑に実施するための工夫の例>

就労選択支援を円滑に実施するための工夫については、以下のようなものが考えられます。

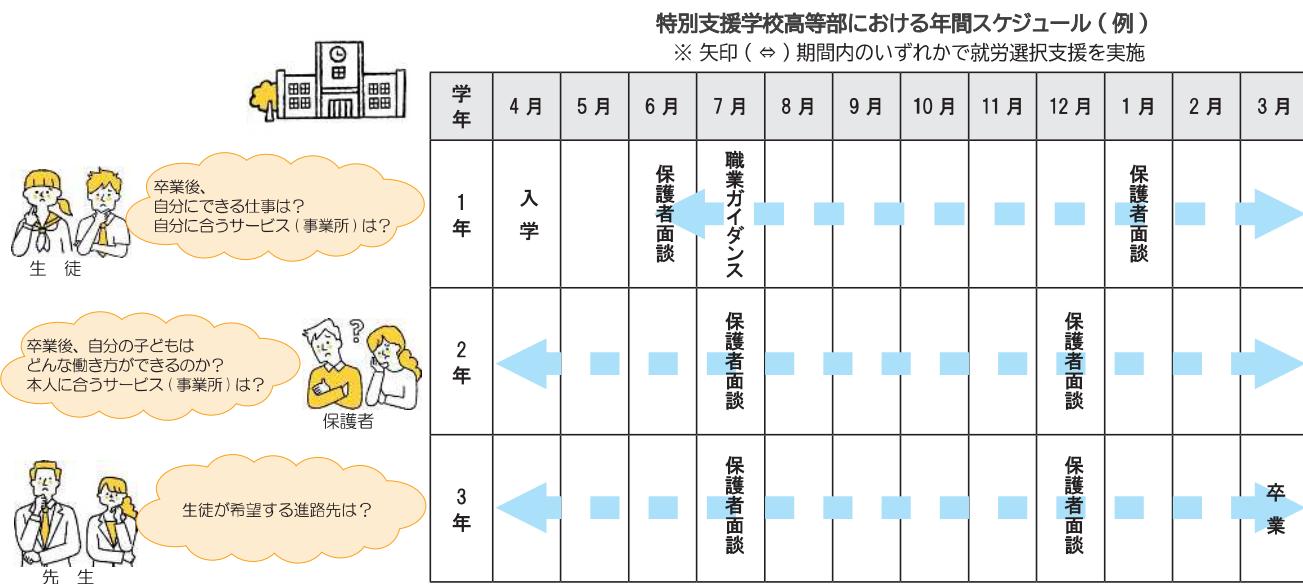
自治体が中心となって、関係機関と事前に調整を行っておく必要があります。

#### ○ 学校等での集団手続き

指定特定相談支援事業所と自治体の担当者が、特別支援学校等に出向き、就労選択支援の利用希望のある生徒等を対象に、集団での事前説明、就労選択支援に係る利用申請、面談、サービス等利用計画案の作成までを行うことができます。

#### ○ 児童相談所長の意見書の一括発出依頼

18才未満の生徒が就労選択支援を利用する場合に必要となる児童相談所長の意見書について、当該生徒の情報を自治体が特別支援学校等から把握し、一覧名簿を作成して、児童相談所長に対して、一括して意見書を発出してもらうよう依頼することで、当該意見書発出に係る事務負担の軽減を図ることができます。（P 47 Q&A 参照）



## (4) 事業の目的

### 【目的】

働く力と意欲のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方を考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。

- 作業場面等を活用した状況把握を行い、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、本人と協同して整理する。
- 本人と協同して、自分に合った働き方を実現したり、働く上での課題改善等に向けて、どんな方法で、何に取り組むのか、どこで取り組むかについて、本人の自己理解を促すことを支援する。
- アセスメント結果は、本人や家族、関係者等と共有し、その後の就労支援等に活用できるようにする。  
※ その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が選び、決定していくことを支援する。そのため、就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するかの振り分けを行うものではない。
- 本人の選択肢の幅を広げ、本人の的確な選択につながるよう、支援の実施前後において、本人に対して、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、助言・指導等を行う。
- 就労選択支援利用後の就労支援等において、アセスメント結果が効果的に活用されるよう、就労選択支援事業所は計画相談支援事業所や市区町村、ハローワーク等の就労支援機関との連携、連絡調整を行う。

### 【期待される効果】

- 専門的な研修を修了した就労支援の経験・知識を有する人材の配置により、就労に関するアセスメントに関し、専門的な支援を受けることが可能となる。
- 本人の就労能力や適性、ニーズや強み、本人が力を発揮しやすい環境要因、職業上の課題、就労に当たつての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。
- 本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、就労継続支援A型・B型利用開始後も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。

就労選択支援の目的は、働く力と希望のある障害者に対して、本人が自分の働き方について考えることをサポートすることにあります。

また、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供することも行います。

具体的には、

- ① 本人の強みや課題、特徴を本人と協同して整理し、自己理解を促すこと
- ② その過程や結果を通じて、本人が進路を選び、決めていくこと

を支援します。

そのため、「就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するかの振り分けを行うものではない」ということに留意が必要です。

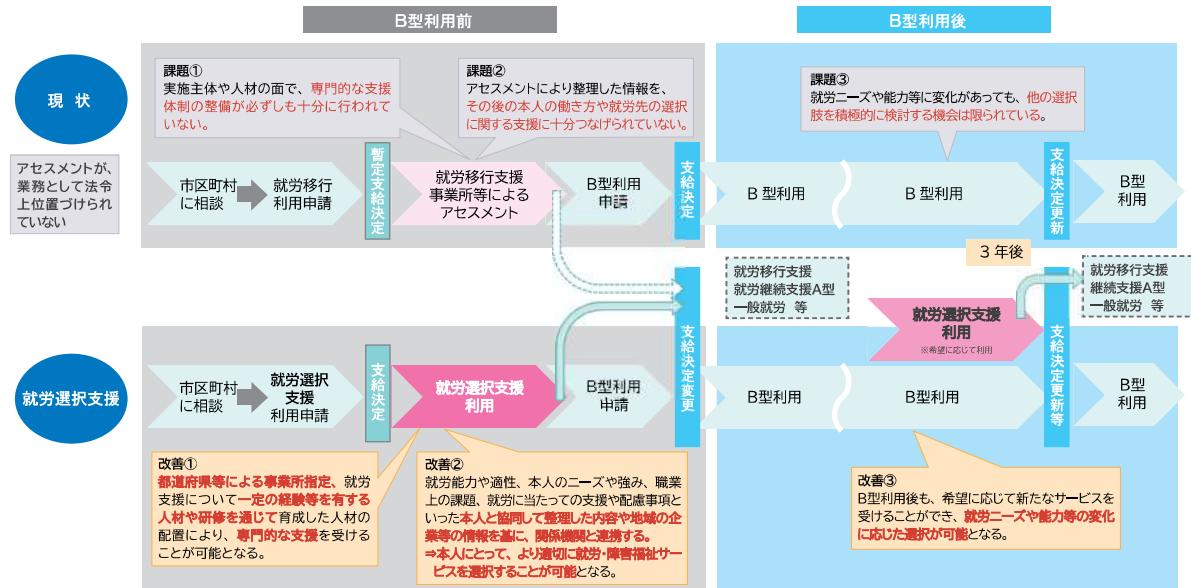
また、就労選択支援員養成研修を受講した者を配置することにより、質の高いアセスメントに基づいた就労支援を提供できることや、本人の自己理解を促進すること、また、地域の関係機関と連携することにより、より適切な進路選択が可能になります。



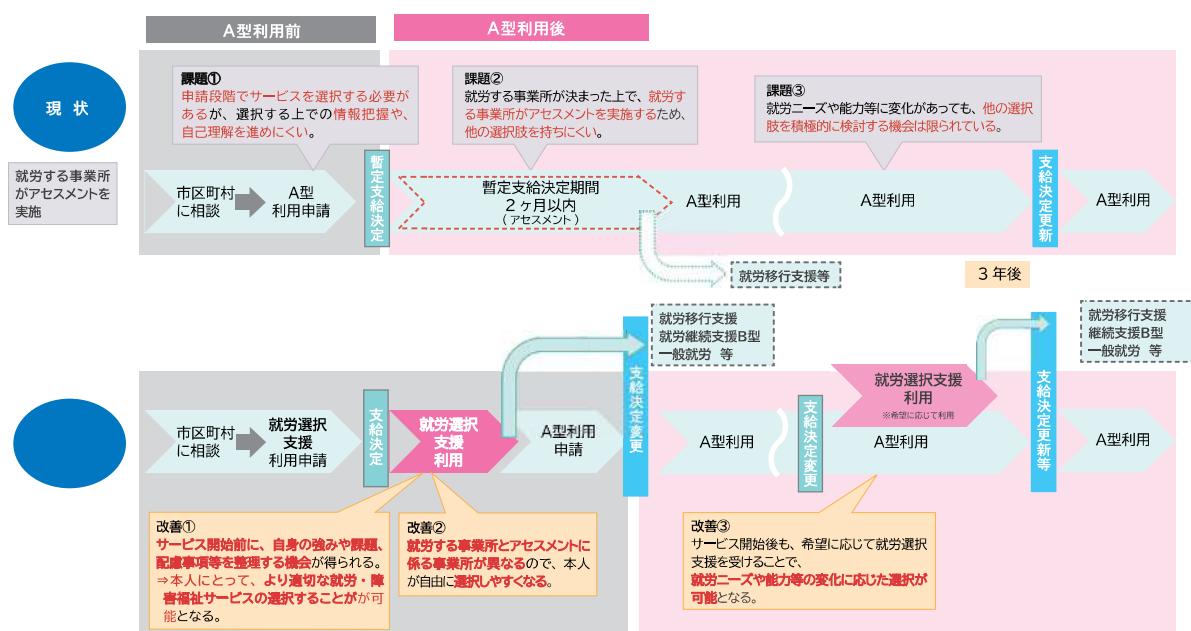
## 1. 就労選択支援について

### 就労選択支援ができると変わること ～専門的なアセスメントの提供と本人中心の就労選択支援～

#### イメージ（就労継続支援B型のケース）



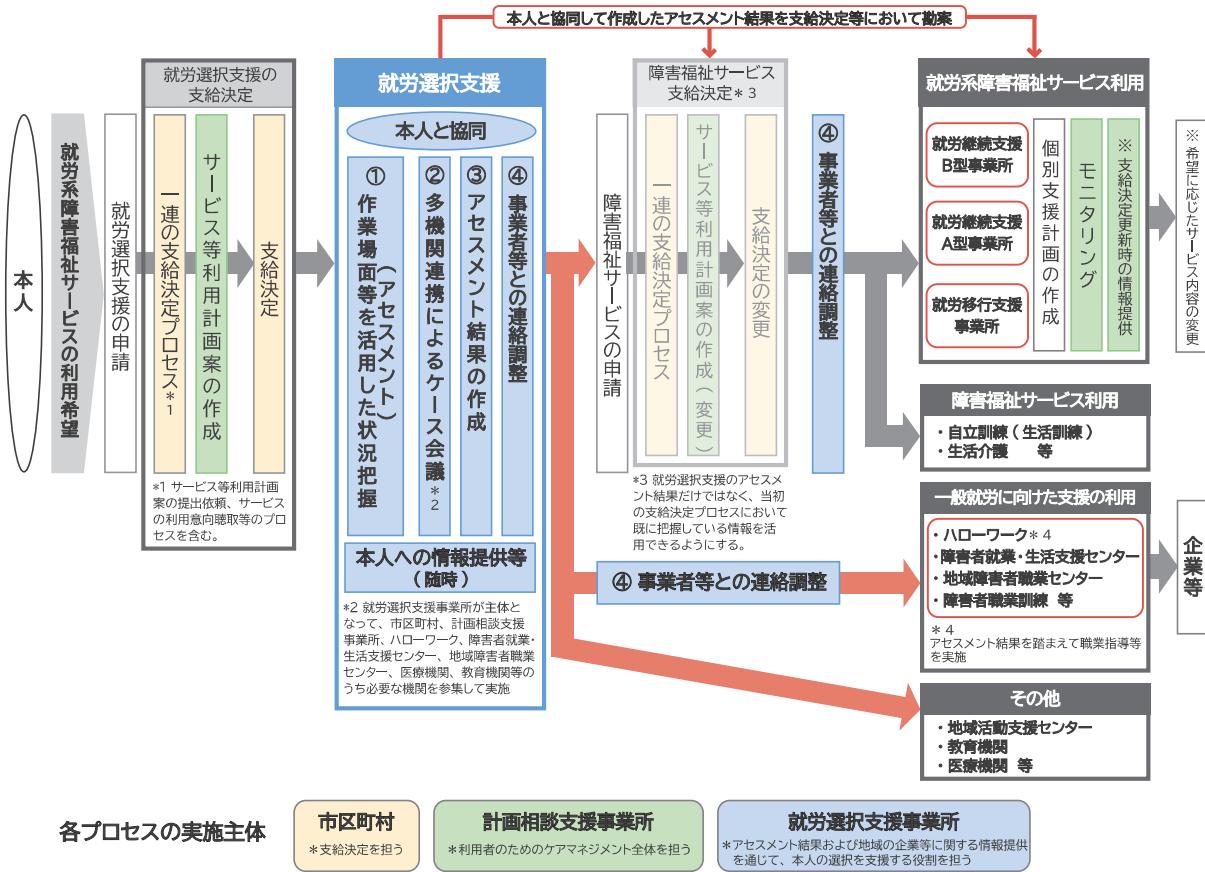
#### イメージ（就労継続支援A型のケース）



就労選択支援が始まることで、就労移行支援や就労継続支援の利用開始後も、本人の就労に対する気持ちの変化や能力の向上等に応じて、就労選択支援を利用することができます。

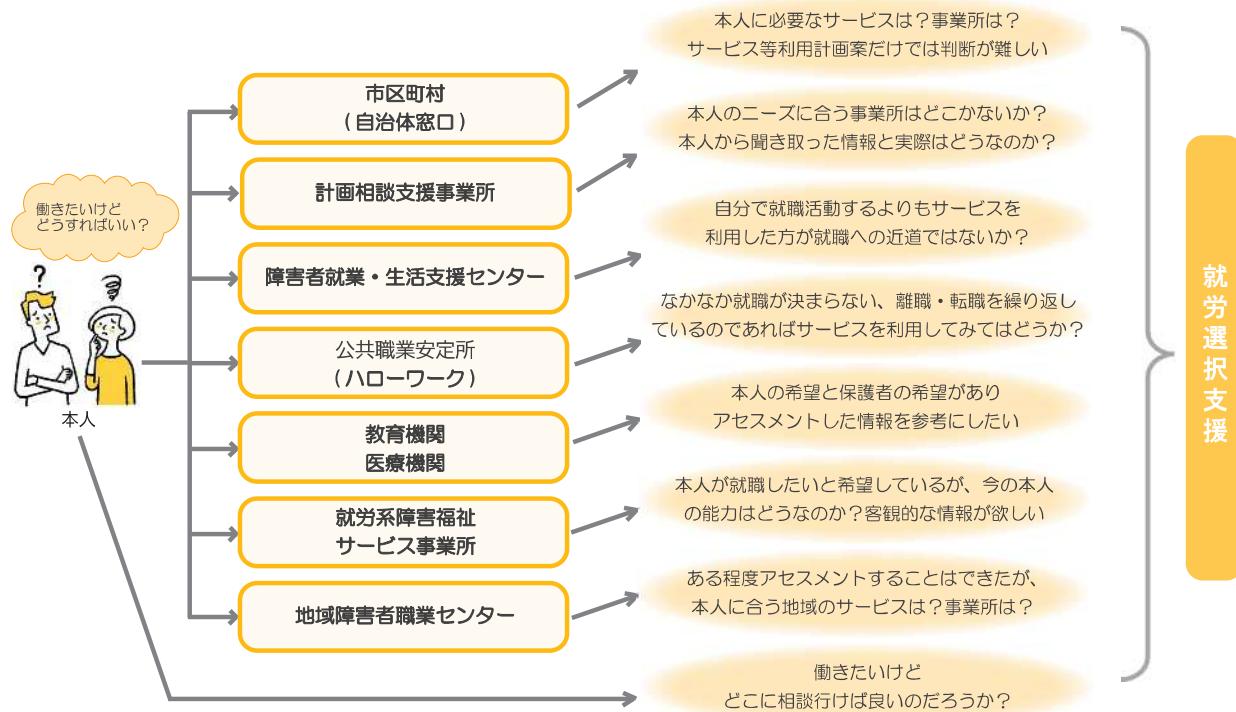
## (5) 事業の基本プロセス

### 基本プロセス



## 1. 就労選択支援について

### サービスの流れ（イメージ）



### 目的

「はたらく」というキーワードでの相談は多岐に渡り、その相談窓口はさまざまですので、関係機関ごとに「一般就労についての相談なのか」、「就労系障害福祉サービスについての相談なのか」等、本人の状況について丁寧に対応していきながら、相談内容に応じて、就労選択支援への利用につなげていきます。

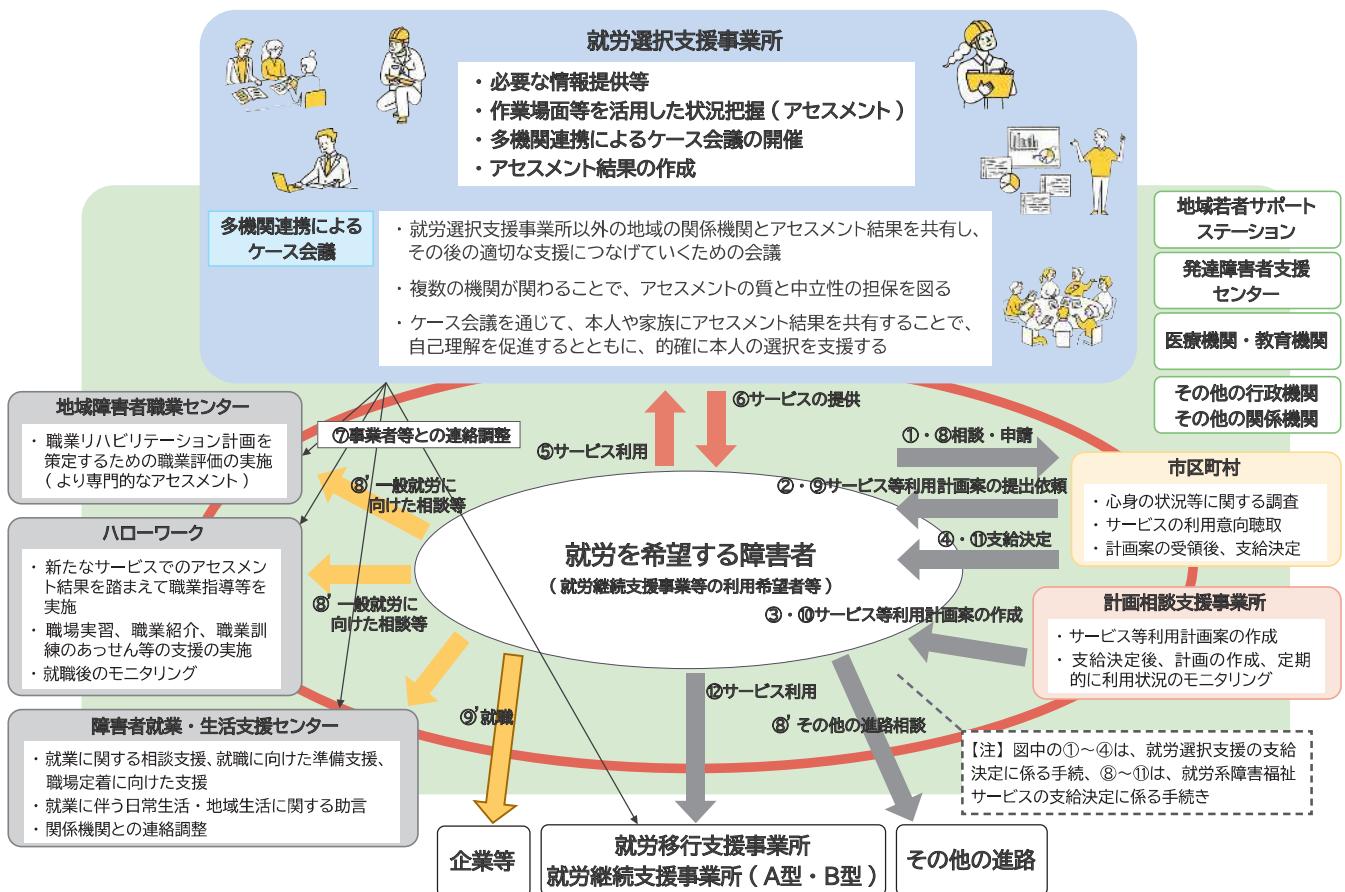
### 実施内容

本人から相談を受けた各機関は、利用している障害福祉サービスや本人の意向を確認します。その上で、就労選択支援の情報提供を行う際に、本人の困り事や相談事を整理した上で、主訴を大切にしていきながら進めています。

### 留意点

本人からの相談を受けた関係機関の担当者は、就労に関するアセスメントの実施が必要と判断した場合、相談内容や本人の意向、特性等を踏まえ、就労選択支援の利用、障害者就業・生活支援センターのアセスメントの活用、地域障害者職業センターの実施する職業評価等、地域にある進路選択を支援するさまざまな相談窓口およびサービス等について事前に把握しておきましょう。

## (6) 就労選択支援における各機関の役割



就労選択支援に係る関係機関には、市区町村、指定特定相談支援事業所、就労系障害福祉サービス事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター等があり、就労選択支援事業所は地域の関係機関について広く知っていることが求められます。

就労選択支援事業所においては、さまざまな場面に応じて関係機関と密に連絡を取ることや、複数の関係機関や関係者との協同、アセスメント結果を共有していくながら、それぞれの専門性や資源を活用して支援を行っていくように心掛けていきましょう。